

ふっつ子育て支援 ガイド



健康福祉部こども家庭課

令和7年5月

もくじ

「子育ての話 何でも聴きます窓口」	1
電子母子手帳「すくすくふつつんダイアリー」	2
児童手当	3
児童扶養手当	5
子ども医療費助成	7
ひとり親家庭等医療費等助成	9
未熟児養育医療給付	12
ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	14
ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業	15
「すくすくギフト」の支給	16
産前産後ヘルパー派遣事業	17
子育て短期支援事業	19
オンライン子育て相談	21
保育所（園）・認定こども園の利用について	22
保育の必要性の認定	22
市内保育所（園）	26
市内認定こども園	27
保育料	27
幼稚園	33
子育て支援事業	33
ファミリーサポートセンター	33
子育て支援センター	34
保育所（園）の子育て支援事業	36
園庭開放	37
子育て支援教室・広場・健診	38
子育て応援サークル	40
チャイルドシート貸付事業	41
放課後児童クラブ	42

こどもの居場所支援.....	45
児童遊園地	45
各種相談.....	46



「子育ての話 何でも聴きます窓口」

を開設しています！



子育て情報が知りたい！
子育ての悩みを聞いて欲しい
妊娠したことを話せない・・・
など

そのお悩み、お話ししてみませんか？

秘密厳守・相談無料・予約制

です！

「子育ての話 何でも聴きます窓口」

受付：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分 場所：富津市役所 2 階 こども家庭課

TEL：0439-80-1221



メールは 24 時間受付可能です！

相談メールアドレス：kosodate@city.futtsu.chiba.jp



出張相談、始めました！

事前にご連絡をいただければ、できる限りご希望に沿った時間と場所に伺います。

出張相談対応日時

第 1 週：月曜日 第 2 週：火曜日

第 3 週：水曜日 第 4 週：木曜日

9：00 ～ 16：00

電子母子手帳「すくすくふつつんダイアリー」

電子母子手帳「すくすくふつつんダイアリー」を利用することで、健診記録等をデータで簡単に管理することができ、市で実施する健診情報などの配信を受けることができます。

○ 主なサービス内容

① 予防接種管理

予防接種の情報、接種時期の自動表示

② 日記・成長記録

子どもの成長記録や画像をアップロードでき、情報共有も可能

③ 市からの情報配信

子育てに関する各種健診などの情報をお知らせ

○ アプリ入手方法

アプリストア App Store または Google Play

サービス URL <http://www.mchh.jp/>

QR コード



児童手当

○ 支給対象者

富津市に住民登録があり、高校生年代以下の児童（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）を養育している保護者に支給されます。ただし、国籍を問わず児童が海外に住んでいる場合には支給されません。（留学を除く。）

外国人の方は、富津市に住民登録がある方が対象です。

○ 児童 1 人当たりの支給月額

区分	3 歳未満	3 歳から高校生年代まで
第 1 子・第 2 子	月 15,000 円	月 10,000 円
第 3 子以降	月 30,000 円	

※「第 3 子以降」とは、大学生年代まで（22 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の養育している児童のうち、3 番目以降の児童をいいます。

○ 第 3 子以降の多子加算について

高校生年代以下の児童と大学生年代の児童が合わせて 3 人以上いる方で、大学生年代の児童を監護し、生活費を負担している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出をお願いします。

○ 支給

- ・年 6 回（6 月・8 月・10 月 12 月・2 月・4 月）

支払月の前月分までの分を支給します。

- ・支給日 原則、各月の 10 日

○ 支給申請手続

児童を養育している親等が申請をしてください。公務員の方は、勤務先から支給されますので、勤務先へ申請してください。

転入や出生から 15 日以内に申請をお願いします。

また、転出・転居した場合や振込口座を変更したい（受給者名義の口座のみ）場合などは、変更の手続きをしていただきます。

【申請に必要な書類】

- ・ 申請者・配偶者・児童のマイナンバーがわかるもの
- ・ 申請者名義の預金通帳

※その他必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

○ 現況届

受給者の現況を公簿等で確認することで原則提出は不要です。

ただし、以下に該当する方は現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が富津市と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤ 単身赴任や学業の都合などにより児童と別居されている方
- ⑥ 大学生年代までの児童を 3 人以上養育し、大学生年代の児童が学生以外の方
- ⑦ その他、富津市から提出の案内があった方

現況届の提出がない場合は、6 月分以降の手当の支給が一時差し止めとなります。

児童扶養手当

次のいずれかに該当する子ども（18歳到達後最初の3月31日までの間にあるか、一定の障がいのある場合は20歳未満）を監護し、かつ生計を同じくしている父、監護する母または養育する者に支給されます。

- ・ 父母が離婚した後、父又は母と一緒に生活をしていない
- ・ 父または母が死亡、生死不明
- ・ 父または母が重度の障がい者
- ・ 父または母が引き続き1年以上養育放棄している
- ・ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた場合
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている
- ・ 母が未婚
- ・ その他生まれた時の事情が不明

○ 支給基準等

手当額（令和7年4月～）

- ・ 本体額

全部支給(月額)	一部支給(月額)
46,690 円	46,680 円～11,010 円

- ・ 第2子以降加算額

全部支給(月額)	一部支給(月額)
11,030 円	11,020 円～5,520 円

- ・ 支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月
※（支給月の前月分までの分）

- ・ 支給日 各月の11日

- ・ 所得制限 あり { 受給者本人または同居親族の所得によって一部または全額支給停止になります。 }

○ 支給申請手続

子どもを監護している親等が申請を行う必要があります。必要書類がありますので申請をされる前にこども家庭課に相談してください。また、受給資格がなくなった場合、転出・転居した場合や口座を変更したい（受給者の口座のみ）場合、世帯の収入の状況が変わった場合などは、変更の手続をしていただきます。

【申請に必要な書類】

- ・申請者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- ・申請者と対象児童の属する世帯全員の住民票
- ・申請者名義の預金通帳
- ・申請者の加入している健康保険がわかる書類（資格確認書等）
- ・年金手帳 など

○ 現況届

毎年8月に、子どもの監護状況や所得状況等を確認するため、提出していただきます。提出がない場合は、支給が保留されます。

○ 児童扶養手当証書の提示による優遇措置

証書は手当を受けられている方に交付されます。

- ・福祉定期預貯金
一般の定期預貯金より有利な利率で預け入れができる制度です。
（詳細は各金融機関でご確認してください。）
- ・JR定期券の割引
通勤用定期乗車券を購入する場合、3割引される制度です。

子ども医療費助成

18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの子どもの医療（入院・通院・調剤）に要した費用の一部を助成します。

○ 対象者

- ・ 富津市に住所を有する 0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの子ども
- ・ 保険給付を受けることができる子ども

○ 対象の範囲

- ・ 保険給付で医療に要した一部負担金から自己負担金（下表）を除いた額
- ・ 自己負担金

世帯区分	子ども医療費自己負担金	
	入院 1 日または通院 1 回当たり	調剤
市町村民税所得割 課税世帯	200 円 ただし、1 人の子どもが、1 つの医療機関に、月毎に 入院 11 日目、通院 6 回目以降の自己負担金は無料	0 円
上記以外の世帯	0 円	

○ 助成の方法

① 受給券

受診前に、こども家庭課または天羽行政センターで子ども医療費助成申請を行い、受給券の交付を受けてください。医療機関等（千葉県内に限ります。）で受給券を提示することで、子ども医療費自己負担金で保険診療を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ・子どもの加入している健康保険がわかるもの
（資格情報のお知らせ・資格確認書など）
- ・マイナンバーがわかるもの

② 償還払い

受給券を使用せず、医療機関等の窓口で医療費を一旦支払った場合は、下記の申請に必要なものを持ってこども家庭課または天羽行政センターで申請してください。後日、ご指定口座へ保険診療適用分の医療費を振り込みます。

【申請に必要なもの】

- ・1 か月分全ての領収書の原本
（受診者名・診療点数・領収印のあるもの）
- ・子どもの加入している健康保険がわかるもの
（資格情報のお知らせ・資格確認書など）
- ・子ども医療費助成受給券
- ・保護者名義の預貯金通帳
- ・高額療養費など他制度より給付を受けた場合は、それが証明できるもの

※ 注意事項

・確定申告で医療費控除を受ける場合など領収書の返却を希望される方は、ご自身で領収書のコピーをご用意のうえ領収書の原本とコピーを提出してください。原本に医療費申請済の印を押してお返しします。

- ・申請期限は、医療費を支払った日の翌日から2年間となります。
- ・保育所（園）・幼稚園・学校で怪我等をした場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が対象となり、子ども医療費助成制度は、対象外となります。

ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費等の全部または一部を助成しています。

◎ ひとり親家庭等とは、児童を監護する父母等が次のいずれかに該当している家庭です。

- ・ 現在婚姻していない。
- ・ 配偶者が 1 年以上生死不明・重度の障がい状態。
- ・ 配偶者が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている。
- ・ 配偶者から引き続き 1 年以上遺棄されている。
- ・ 配偶者が裁判所から DV 保護命令を受けた場合。
- ・ 父及び母がいない児童を養育する場合

○ 対象者

富津市に住所があり、国民健康保険、社会保険など健康保険に加入している次の方が対象となります。（※所得制限があります）

- ・ ひとり親家庭等の 18 歳の年度末までの児童（一定の障がいのある場合は 20 歳未満）
- ・ 児童を監護するひとり親家庭の父または母及び養育者（配偶者のある養育者は児童のみ対象）

○ 助成の範囲

入院・通院・調剤の保険対象医療費の自己負担額から、次の額を控除した額を助成します。

世帯区分	ひとり親医療費自己負担金	
	入院 1 日または 通院 1 回当たり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	300 円	0 円
上記以外の世帯	0 円	

※高額療養費・附加給付・他制度より給付がある場合も除かれます。
また、領収書を紛失等し、明細の証明手数料を支払ったときは、証明手数料を医療費等助成金として支給します。ただし、1 件につき 200 円を限度とします。

○ 助成資格の認定申請

助成を受けるには、助成資格の認定を受ける必要があります。
申請書に下記書類を添付し、こども家庭課へ申請してください。

- ア 加入している健康保険がわかる書類（資格確認書等）
- イ 戸籍の謄本または抄本
- ウ 世帯全部の住民票の写し
- エ 父母、扶養義務者等の所得状況を証明する書類
- オ 養育費に関する申告書（該当者のみ）
- カ 障害の状態を証明する書類（該当者のみ）

※ 児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口で提示していただくとイ～カは省略することができます。

※ 助成資格の有効期間は、申請書を受理した日から同日以後最初に到達する 10 月 31 日までです。

（毎年更新申請をし、助成資格の更新を受ける必要があります。）

○ 助成の方法

① 受給券

医療機関等の窓口で受給券を提示することで、保険適用の医療等は、受給券に記載された自己負担金のみで受けることができます。

② 償還払い

受給券を使用せず、医療機関等の窓口で医療費を一旦支払った場合は、下記の申請に必要なものを持ってこども家庭課または天羽行政センターで申請してください。後日、指定口座へ保険適用の医療費に係る助成金を振り込みます。

【申請に必要なもの】

- ・領収書の原本（受診者名・診療点数・領収印のあるもの）
- ・振込口座のわかるもの（保護者名義の預貯金通帳等）
- ・高額療養費等他の制度により給付を受けた場合は、それを証明できるもの

※ 注意事項

確定申告で医療費控除を受ける場合など、領収書の返却を希望される方は、ご自身で領収書のコピーをご用意のうえ領収書の原本とコピーを提出してください。原本に医療費申請済の印を押してお返しします。

※ 申請期限は、医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から2年となります。また、受給資格者に変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。

未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その医療費等を公費で負担する制度です。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものについては、対象となりません。また、養育医療の給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関に限られます。なお、世帯の所得税額に応じて、自己負担金が発生します。

○ 対象者

富津市に住所を有する未熟児で次に掲げる症状で医師が入院養育を認めたもの

[症状]

①出生時の体重が 2,000 g 以下

②次に掲げる症状を示すもの

- ・一般状態 運動不安・けいれんがあるもの、運動が異常に少ないもの
- ・体温 摂氏 34 度以下
- ・呼吸器・循環器 強度のチアノーゼが持続・発作を繰り返す、呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向・毎分 30 以下、出血傾向が強い
- ・消化器系 生後 24 時間以上排便が無い、生後 48 時間以上嘔吐が持続、血性吐物。血性便がある
- ・黄疸 生後数時間内に現れるか、異常に強い黄疸がある

○ 自己負担金

保護者の所得税額に応じて、徴収基準月額が決定されます。ただし、子ども医療費制度と併用することで実際の自己負担額は、子ども医療費助成額を差し引いた額となります。

○ 申請方法

申請は、退院前、なおかつ生後 3 週間以内にする必要があります。

【申請に必要なもの】

- ・ 養育医療給付申請書
- ・ 意見書（指定医療機関の担当医師に記入してもらう）
- ・ 子どもの健康保険がわかるもの
（資格情報のお知らせ・資格確認書等）
- ・ 世帯全員のマイナンバーがわかるもの
- ・ 市町村民税額がわかる書類（転入の方）

ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の母または父の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担軽減のため、その修業期間について、高等職業訓練促進給付金が支給されます。なお、申請前に事前相談が必要です。

○対象者

市内に居住するひとり親家庭の親で、以下の要件をすべて満たす者

- ・ 児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準にあること
(同等の所得水準を超えた場合、その後1年に限り、引き続き対象者となる)
- ・ 養成機関において6か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・ 就業または育児と修業の両立が困難であること
- ・ 過去に訓練促進給付金等を受給していないこと

○支給額・期間

- ・ 高等職業訓練促進給付金

【支給額】月額 100,000 円（住民税非課税世帯）

月額 70,500 円（住民税課税世帯）

※修業期間の最終1年間は4万円を加算

【支給期間】修業期間中（上限4年）

- ・ 高等職業訓練修了支援給付金

【支給額】50,000 円（住民税非課税世帯）

25,000 円（住民税課税世帯）

【支給期間】修了後に支給

○対象となる資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師 など

ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父の仕事のスキルアップや資格取得を支援し、経済的自立の促進を図るため、厚生労働省が指定した教育訓練講座の受講修了後に受講費用の一部を支給します。なお、受講申込前に事前相談が必要です。

○対象者

市内在住（住民登録あり）の20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方
- ・過去に教育訓練給付金を受給していない方
- ・講座を受講することが適職に就くために必要と認められる方

○支給額・期間

①雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がない方

本人が支払った受講費用の60%を支給します。上限額と下限額は以下のとおりです。

講座の種類	上限額	下限額
一般教育訓練講座	20万円	1万2千円未満は支給されません。
特定一般教育訓練講座		
専門実践教育訓練講座	40万円×修学年数 (160万円以内)	

※専門実践教育訓練講座修了日の翌日から1年以内に、講座に係る資格を取得し、就職等をした場合は、追加支給（受講費用の25%）を受けられる場合があります。

②雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がある方

上記①の支給額から、雇用保険制度による教育訓練給付金の額を差し引いた金額を支給します。

「すくすくギフト」の支給

1 歳までの新生児を育てる保護者に、カタログからおむつなどの育児用品を月額 4,000 円分選んでもらい、「すくすくギフト」として毎月ご自宅へお届けします。

○対象者

1 歳未満の児童を監護する保護者

○対象期間

出生・転入した翌月から 1 歳の誕生月まで

○支給申請手続

出生届・転入届提出後、こども家庭課で申請手続き

○支給方法

①申請書をこども家庭課へ提出

③市役所からカタログが同封された支給決定通知書が届く

④カタログからお好きな育児用品（月額 4,000 円分）を選び、カタログに記載された注文方法により注文する

※4,000 円を超える注文を希望される場合、超過分は自己負担となります。

※変更の注文をするまで、前月と同様の商品をお届けします。

④自宅で「すくすくギフト」を受け取る

※自宅以外への配送はできません。

産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠中、出産後に日中家族等から援助が受けられず支援が必要な家庭に、産前産後ヘルパーが訪問し、妊娠中・出産後の家事や育児をサポートします。

○利用できる人

富津市に住民登録があり、居住している人で、日中家族等から援助が受けられず支援が必要な次の方

- (1) 妊娠届を提出した妊婦
- (2) 生後6か月未満（多胎出産の場合は1年未満）の子どもを養護している母親

○支援の内容

「日常的に行う必要がある」家事や育児

(1) 家事に関するもの

- ・食事の準備及び片付け
- ・居室等の清掃及び整理整頓
- ・衣類の洗濯及び補修
- ・生活必需品の買い物
- ・その他日常的に行う必要のある家事

(2) 育児に関するもの

- ・授乳介助
- ・おむつ交換介助
- ・もく浴介助
- ・赤ちゃんの着替え
- ・上のお子さんのお世話
- ・その他日常的に行う必要のある育児

○利用時間・回数

利用時間：午前9時～午後5時まで（12/29～1/3を除く）

1回2時間、1日2回まで

利用回数：産前20回、産後20回（多胎出産の場合は40回）

○利用のながれ

- ①利用希望日の7日前までにこども家庭課に「産前産後ヘルパー派遣事業利用申請書」を提出してください。

- ②こども家庭課から「産前産後ヘルパー派遣事業料承認通知書」が届きます。
- ③ヘルパー派遣事業所へ利用希望日3日前の午後5時までに連絡し、利用日時や支援の内容等について相談してください。
- ④利用の都度、ヘルパーが持参した「産前産後ヘルパー派遣事業利用確認書兼報告書」にサインし、利用料を訪問したヘルパーに支払ってください。

○利用日時の変更・キャンセル

支援の内容や利用日時の変更は、利用日前日の午後5時までに派遣事業者へ連絡してください。これを過ぎますとキャンセル料が発生します。

また、サービス開始時刻までにキャンセルの連絡がなく、サービスが行えなかった場合は、サービスを1回利用したものとみなします。

○利用料・キャンセル料

	自己負担額	キャンセル料	
		前日17時を過ぎ、サービス開始前までに連絡があった場合	サービス開始時刻までに連絡がなく、支援が行えなかった場合
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税所得割非課税世帯	0円	0円	0円
その他世帯	1時間あたり 700円	350円	700円

○産前産後ヘルパー派遣事業者

事業者名	所在地	電話番号
望みの門ホームヘルプサービス	富津市川名 1436	87-5076
ホームヘルプサービスセンター金谷の里	富津市金谷 1912-2	69-8402
キミツナカノ助産院	君津市中野 2-31-2	55-1108
産後ドゥーラ 樋口 志保	木更津市	080-5490-0103
ルピナス訪問看護ステーション	富津市大堀 911-11	0439-73-6228

子育て短期支援事業

保護者の就労や疾病等により、家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合にお子さんをお預かりします。利用時間等に応じ、3つの事業があります。

1. 事業の種類・利用時間・利用料

事業の種類	利用時間	利用料	
		＜市民税＞	
		非課税世帯	課税世帯
ショートステイ事業	受入時間（午前8時～午後5時）から泊りがけで預かりが必要な場合 ※最大月7日まで利用可	1日あたり 1,000円	1日あたり 2,750円
トワイライトステイ事業	月曜日～金曜日 午後5時～午後10時 ※午後10時を超える場合は、翌日の午前8時まで延長できます。（別途、宿泊加算がかかります。）	1回あたり 300円 （宿泊加算 300円）	1回あたり 750円 （宿泊加算 750円）
休日預かり事業	土曜日・日曜日・祝日 午前8時～午後5時 ※午後5時を超える場合は、ショートステイ事業の利用となります。	1日あたり 350円	1日あたり 1,350円

※生活保護世帯の方は、無料で利用できます。

※ひとり親世帯の方は、市民税非課税世帯は生活保護世帯として、市民税課税世帯は市民税非課税世帯として算定します。

2. 利用できる児童

市内在住（住民登録あり）の2歳から小学校修了前の児童

3. 実施施設

社会福祉法人天祐会

自立援助ホーム 希望の杜（富津市篠部 2310-3）

電話 0439-29-6004

4. 利用方法

原則、利用希望日の7日前までにこども家庭課に申請してください。

オンライン子育て相談

子育てに不安や孤独を感じていませんか？
不安や悩みはあるけど、外出するのは不安・・・そんな方でも安心して
相談ができるように、会議アプリケーション「Zoom」を利用して、
オンラインで子育て相談を行います。

○対象者

育児や出産、お子さんの成長や発達に不安を感じている方

○相談日・時間

火曜日～日曜日の 9：00～16：00・1 人 1 回 30 分程度

○予約方法

相談希望日の 2 日前までに電子メールで予約していただき、予約確定
メールの返信で、ミーティング URL、パスコードをお知らせします。

〈電子メールアドレス〉 info@city.futtsu.chiba.jp

○オンライン相談に必要なもの

- ・スマートフォンまたはカメラ付きパソコン
- ・オンライン会議アプリケーション「Zoom」をインストール
- ・「Zoom」利用時に発生する通信料は相談者のご負担となります。
有線接続や Wi-Fi 環境をお勧めします。

保育所（園）・認定こども園の利用について

子どもたちが健やかに成長できるようすべての子育て家庭を支援するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定されました。この法律に基づき、質の高い幼児期の教育・保育を提供し、一時預かり事業などの子育て支援策の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。

新制度の対象となる施設を利用するためには、市から「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。

保育の必要性の認定

保育所（園）・幼稚園・認定こども園を利用するためには、支給認定または施設等利用給付認定を受ける必要があります。支給認定または施設等利用給付認定は、子ども・子育て支援新制度へ移行した保育所（園）・幼稚園・認定こども園等を利用する場合の手続きで、年齢、保育の必要性や必要量を判定するものです。

○ 支給認定区分

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども （2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園

○施設等利用給付認定

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
新 1 号認定	満 3 歳以上の就学前の子ども (新 2 号認定、新 3 号認定を除く)	幼稚園
新 2 号認定	満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前子どもであって保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	幼稚園の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
新 3 号認定	満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある小学校就学前子どもであって保護者の就労や疾病等により保育を必要とする市民税非課税世帯の子ども	幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

○ 保育必要量

3 号認定を受ける方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

※「保育標準時間」と「保育短時間」では利用できる時間が異なります。

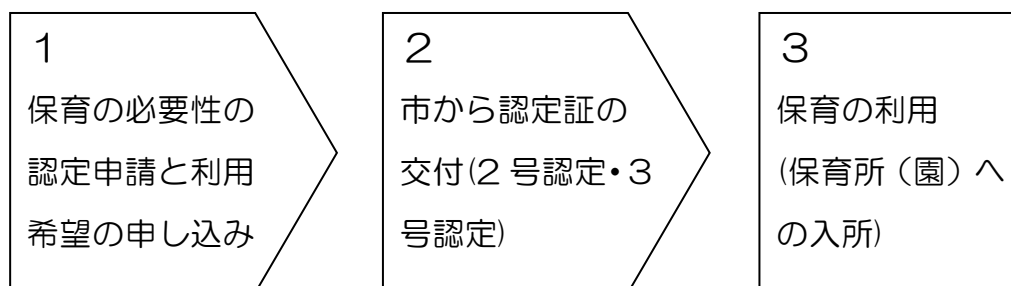
保育必要量の区分	内容
「保育標準時間」 利用	主にフルタイム勤務を想定した利用で、1 日の利用可能時間は最長 11 時間。（保護者の就労の場合、1 か月当たり 120 時間以上の労働）
「保育短時間」 利用	主にパートタイム勤務を想定した利用で 1 日の利用可能時間は最長 8 時間。（保護者の就労の場合、1 か月当たり 48 時間以上 120 時間未満）

○ 保育の必要性の認定基準

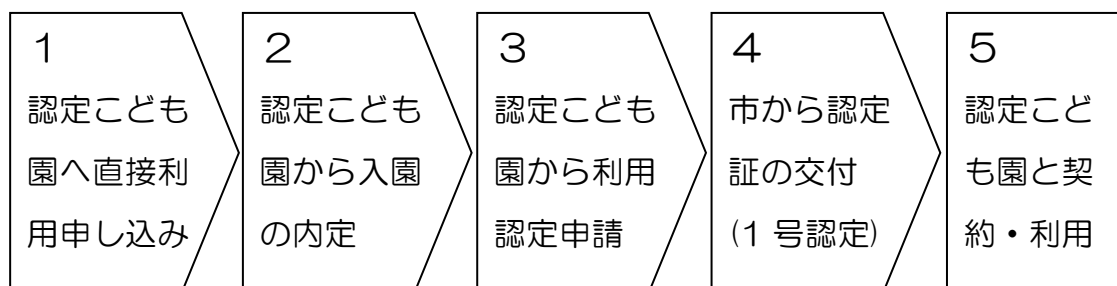
- ① 1 か月あたり 48 時間以上労働することを常態としている。
(1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上)
- ② 妊娠中または出産後間がない場合
(出産予定月の前 2 か月及び後 8 週間以内)
- ③ 疾病、負傷または精神若しくは身体に障がいを持っている。
- ④ 親族を常時介護または看護している。
- ⑤ 震災、火災、風水害等の復旧にあたっている。
- ⑥ 求職活動または就労のための研修、訓練に携わっている。
(求職中では原則 3 か月)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している。
- ⑧ 虐待や DV のおそれがある。
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。
- ⑩ その他上記に類推する状態として市が認める場合

○ 申込方法

- ・ 保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)を利用希望の場合



- ・ 認定こども園(1号認定)を利用希望の場合



- ・新制度に移行しない私立幼稚園を利用する場合

これまでどおり、施設に直接申し込みしてください。施設の規定に基づいて入園選考が行われます。また、支給認定を受ける必要はありません。

○ 申込時期

- ・新年度入所（園）

新年度 4 月入所（園）申込みは、市内保育所（園）・保育課で申込書を配布し 11 月頃から受付を行います。

- ・年度途中入所（園）

保育所（園）は、毎月 1 日が入所日となります。月途中での入所（園）は出来ません。入所（園）のための申込み手続きの締切りは、希望月の前月 15 日です。

※ 認定こども園・幼稚園への申し込みについては、直接施設へお尋ねください。

市内保育所（園）

施設名	公私 定員 860	所在地 電話番号	開園時間	特別保育の内容					
				乳 児	延 長	障 がい 児	一 時 預 かり	休 日	病 後 児
飯野保育所	公立 100	下飯野332-6 87-0765	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	○		○	○		
吉野保育所	公立 50	絹656-2 65-2143	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
佐貫保育所 (R10.3閉所予定)	公立 40	佐貫143-2 66-0392	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
中央保育所	公立 80	数馬579 67-0279	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	○	○	○	○		
竹岡保育所	公立 40	竹岡403-1 67-8504	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
金谷保育所 (R8.3閉所予定)	公立 40	金谷2221-1 69-2353	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
峰上保育所 (R10.3閉所予定)	公立 60	上後305 68-0080	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
富津保育園	私立 120	富津396-34 87-2104	平日 7:00~20:00 土曜・休日8:00~18:00	○	○	○	○	○	○
青堀保育園	私立 90	青木2-14-6 87-0142	平日・土曜7:00~20:00 日曜・休日7:00~18:00	○	○	○		○	
和光保育園	私立 90	小久保2209 65-2772	平日・土曜7:00~19:00	○	○	○			
大貫保育園	私立 60	岩瀬1112-7 65-0059	平日 6:00~20:00 土曜 7:00~20:00 日曜・休日7:00~18:00	○ ※	○	○	○	○	○

※公立保育所における土曜保育は、原則、飯野保育所または中央保育所での共同保育となります。

特別保育の内容

◎乳児保育・・・産後8週間の産休明けから保育を受け入れています。

※大貫保育園は生後30日を過ぎた日の翌月1日から入園可。

◎延長保育・・・11時間を超える保育を実施しています。

◎障がい児保育・・・可能な限り、障がい児の保育を受け入れています。

◎一時預かり保育・・・育児中のリフレッシュ、冠婚葬祭などで家庭での保育が一時的に困難になったとき、一定期間パートに就いたりする場合などに利用できます。

◎病後児保育・・・病気や外傷の回復期にあり、安静に過ごす必要があるが、仕事等により家庭での保育ができない場合に一時的にお預かりします。

※詳細内容については、各保育施設へ直接お問い合わせください。

市内認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、千葉県知事から認定を受けた施設です。

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する
- ② 地域における子育て支援を行う

名称	住所	電話番号
みなと幼稚園	湊 404-1	67-2525
明澄幼稚園	大堀 1618	87-0808

2園とも、幼稚園型認定こども園で、認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設です。

保育料

○ 保育料の金額

保育料は、入所（園）される子どもの年齢と保育時間及び保護者の市民税額により算定します。

・ 保育所（園）

毎月 1 日現在保育所（園）に在園している場合は、当該月分の保育料をお支払いただきます。（利用日数にかかわらず、1 か月分の保育料がかかります。保育料の日割り計算はおこないません。）

申込む保育所（園）はどの施設も同じ金額ですが、施設により制服代や教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、事前に施設にご確認ください。

・ 認定こども園

市が定める金額の他に制服代や教材費等の実費負担分がありますので、詳細については施設にご確認ください。

○ 保育料の切り替え時期

保育料の切り替え時期は9月です。当該年度分の市民税額は6月に賦課決定されることから、4月分から8月分の保育料は、前年度分の市民税額に基づき算定します。9月分から3月分の保育料は、当該年度分の市民税額に基づき算定します。

また、各年4月1日時点の年齢で算定します。年度途中で誕生日を迎えた場合であっても、年度中は保育料の年齢区分は変わりません。

○ 保育料の多子軽減

【共通事項】

- ・ 第3子以降は、兄・姉の年齢にかかわらず無料となります。
- ・ 市民税非課税世帯（要保護等世帯にあっては、市民税所得割額が77,101円未満）について、第2子は、無料となります。

【保育認定（3号認定）対象者】

- ・ 世帯の市民税所得割額が57,700円未満（要保護世帯等の場合は77,101円未満）である場合、年齢制限を撤廃し、多子軽減を行います。
- ・ 多子軽減の年齢制限撤廃が適用されない階層に該当する世帯は、小学校就学前までの範囲の保育所等（認定こども園・幼稚園、特別支援学校幼稚部など）に入所している子どもを最年長からカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※要保護者世帯とは、次の人が該当となります。

- ・ 配偶者がいない人で子どもを扶養しており、同居の親族等がいない世帯
- ・ 障害者手帳の交付を受けた人や特別児童扶養手当の支給対象となる子どもがいる世帯

○ 3号認定保育料表（保育所・認定こども園を利用する場合）

（保育料表の上段は保育標準時間（11時間）、（）内は保育短時間（8時間）の保育料です。）

階 層 区 分				3 号認定	
				3 歳未満児	
第 1	生活保護世帯			0 円	
第 2	市民税非課税世帯		要保護等世帯	0 円	
第 3			上記以外	0 円	
第 4	市民税均等割課税世帯		要保護等世帯	7,500 円（7,400 円）	
第 5			上記以外	16,500 円（16,300 円）	
第 6	市民税所得割課税額	48,600 円未満	要保護等世帯	7,500 円（7,400 円）	
第 7			上記以外	18,000 円（17,700 円）	
第 8		77,101 円未満	要保護等世帯	7,500 円（7,400 円）	
			上記以外	28,500 円（28,100 円）	
第 9		97,000 円未満		28,500 円（28,100 円）	
第 10		169,000 円未満		40,000 円（39,400 円）	
第 11		301,000 円未満		51,000 円（50,200 円）	
第 12		301,000 円以上		67,000 円（66,000 円）	

※令和元年10月以降、1号認定、2号認定の保育料は無償となりました。

※令和7年9月からは、保育料の保護者負担は、兄・姉の年齢にかかわらず、上の表の金額を基に、以下のとおりとなります。

第1子	第2子	第3子
30%軽減	50%軽減	無料

○ 納入方法

・口座振替

ご利用の金融機関窓口で手続きをお願いいたします。引き落とし日は原則毎月末日（末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。

・納入通知書

口座振替を利用されていない方は、毎月 15 日頃に保育所（園）を通して保育料納付額通知書兼領収書を配付します。

原則毎月末日が納期限ですので、納付書に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリまたは市役所で納めてください。

※期限を過ぎて納付がない場合、督促状が発行されます。

滞納が続いた場合は法令に基づき、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

・認定こども園の保育料等

認定こども園の保育料等については、市が定める保育料を契約している施設に直接納めていただきます。詳細については施設にご確認ください。

○ 保育料の変更

結婚や離婚等など家庭の状況が変わった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、必ず保育課保育係までご連絡ください。

○ 給食費の保護者負担

令和元年 10 月からの保育料無償化に伴い、1 号・2 号認定のうち年間の収入額が 360 万円相当以上の世帯についての給食費（副食費）は保護者負担になります。

第 3 子以降は無料となります。

公立保育所は月額 4,500 円で、納付書または口座振替により納付してください。

私立保育園、私立認定こども園等は各園で設定した副食費を、主食費等の園費と合わせて各園で納付してください。

◆子育てのための施設等利用給付

幼稚園、認可外保育施設、幼稚園預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業を利用する次の児童について利用料を給付します。

●対象者（当該年度4月1日時点）

3歳から5歳までの児童、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童

幼稚園

利用料 月額上限 25,700円

預かり保育利用料 月額上限 11,300円

※預かり保育の給付については、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
給食（副食）費も給付の対象となり、年収360万円未満相当世帯や幼稚園に在籍している子どもが第3子以降の場合は無料となります。

認可外保育施設等

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリーサポートセンター事業を利用する場合、利用料を給付します。

給付の対象となるには、事前に市から保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、給付を受けられる方は必ず市へ申請してください。

また、施設（事業）については、市町村で確認した施設（事業）を利用した場合に限ります。

○給付について

保育の必要性の認定を受けた、3歳から5歳までの児童については月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童については月額42,000円まで給付します。

1ヶ月の各施設の利用料を支払い後、受領した領収書及び提供証明書を施設等利用費請求書に添付して市に請求してください。

市では、請求をまとめて年4回の支払い時期を設定して支払いを行う予定です。

10月～12月利用分	1月末締切	2月下旬に支払い
1月～3月利用分	4月末締切	5月下旬に支払い
4月～6月利用分	7月末締切	8月下旬に支払い
7月～9月利用分	10月末締切	11月下旬に支払い

幼稚園

市内には、1園の私立幼稚園があります。

詳細は、幼稚園に直接お問い合わせください。

名称	住所	電話番号
大佐和幼稚園	千種新田 422	65-4002

子育て支援事業

ファミリーサポートセンター

「子育ての手助けをしてほしい」「子育ての手助けをしたい」それぞれの方が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の「相互援助活動」の連絡、調整を行います。

〈こんな時にご利用ください〉

保育園等の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり

学校や学童保育終了後の子どもの預かり

外出の間の子どもの預かり など

〈活動時間及び援助料金〉

〇月～金曜日（午前6時～午後10時） 1時間 700円

1時間を越えると30分ごとに350円

○土・日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）1 時間 900 円
1 時間を越えると 30 分ごとに 450 円

お問い合わせ・会員登録の申し込みは
富津市ファミリーサポートセンター
〒299-1608 富津市岩坂 487-5
富津市地域交流支援センター内
専用 TEL 070-3115-0505
TEL 0439-67-2801 FAX 0439-67-2801
開所時間 火～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休所日 日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）

子育て支援センター

子育て相談や子育てサークルの育成などを行うとともに、子育てに関する情報交換や親子教室を実施しています。

名称	所在地	開設時間	電話番号	内容
富津市地域 交流支援 センター 「カナリエ」	富津市岩坂 487-5	(火)～(日) 9:00～17:00 ※休館日(月)	67-2801	・出産や育児、子どもの成長に関する相談 ・子育て親子の交流の場だけでなく、多世代間交流の場の提供 ・身体測定&栄養相談、ママの健康相談、歯みがきアドバイス、読み聞かせ、ベビーヨガ等、講座やイベントを開催
				〈一時保育室〉 育児中のリフレッシュや保護者の急病などで家庭での保育が一時的に困難な場合にお子さんをお預かりします。 〈病後児保育室〉 病気の回復期にあっても集団保育は困難なお子さんを、家庭に代わり一時的に保育します。

名称	所在地	開設時間	電話番号	内容
もうひとつの お家 (和光保育園)	湊地区 (お問い合わせください)	(月) 9:30 ~14:30	65-2772	・子育て親子の交流の場 ・共育ちの場をみんなで一緒に創っていく ・育児相談、地域の子育て支援情報の提供 ・子育て支援に関する講習等の実施 ・市内各地のいい場所探訪おでかけ day、わらべうた
	小久保 2209 和光保育園内	(火・水・木) 9:00 ~14:30		
	市内各地 (お問い合わせください)	(金) (お問い合わせください)		
あおぞら ハウス (青堀保育園)	青木 2-14-6 青堀保育園内	(月)~(金) 9:00 ~16:00	87-0142	・育児に不慣れなお母さん、育児に悩むお母さん、リフレッシュを求めているお母さんたちへ、育児相談・情報提供を通じて「楽しい子育て」のお手伝いをします。 ・豊かな環境を整え、子どもたちの豊かな成長のために地域全体の子育てを応援します。

保育所（園）の子育て支援事業

○ 公立保育所（おひさま広場）

・ 公立保育所の保育士によるおひさま広場

日 時 不定期（詳細は市 HP をご参照ください。）

場 所 富津市立図書館等

内 容 絵本の読み聞かせ・わらべうた等

※育児相談・親子の遊びづくり・仲間づくり・情報提供等その他子育てに関するサポートをしています。

○ 大貫保育園（青空保育）

・ 青空保育、野遊び

日 時 月 2 回のお出かけ 9:30～

内 容 ネコバスに乗って、近くの公園へ行き遊ぶ

※その他詳細については、予約の際にご確認してください。

問合せ 大貫保育園 65-0059

○ 富津保育園（こあらっこ）

日 時 月 2 回 10:00～11:00

内 容 年齢に合わせた遊び

問合せ 富津保育園 87-2104

○ 認定こども園 みなと幼稚園（つぼみ教室）

日 時 月 2 回 10:00～11:00

内 容 遊びなど

問合せ みなと幼稚園 67-2525

園庭開放

同じくらいの年齢の友だちと遊んだり、お母さん同士で情報交換したり、子育ての悩みを話したりして、楽しく過ごしてみませんか。気軽に保育所（園）に遊びに来てください。

保育所(園)名	開放日	時 間
飯野	毎週火曜日	9：30～11：30
中央		
吉野	毎週水曜日	
竹岡		
佐貫	毎週木曜日	
金谷		
峰上	毎週金曜日	
青堀	毎週月曜日～金曜日	9：00～15：00
富津	毎日	9：00～14：00
大貫	毎週月曜日	
和光	第2木曜日	9：00～12：00
みなと	毎週月曜日～金曜日	8：30～10：00
明澄	不定期（園HP参照）	10：00～12：00

※祝日は除く

※各施設の行事等により、利用できない場合がありますので、利用にあたっては事前に各施設にお問い合わせください。

子育て支援教室・広場・健診

・わらべうた遊びと共育ち合い教室

対 象 乳幼児とその保護者及び祖父母
内 容 わらべうた遊び・散歩・ミニ講座など
場 所 富津公民館
日 時 6月～12月第3水曜日（8月は休講）
10：00～11：30
問合せ 富津公民館 87-8381

・おはなし会

対 象 幼児～小学校低学年
内 容 お話し会・交流の場
場 所 市民会館
日 時 毎月1回 日曜日
問合せ 市民会館 67-3112

・1歳6か月児健診

対 象 1歳6か月
内 容 内科・歯科診察、身体計測、栄養・育児相談
場 所 市役所
日 時 個別通知（開催日は広報ふつつ・市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）
問合せ 健康づくり課 80-1265

• 3 歳健診

対 象 3歳6か月頃

内 容 内科・歯科診察、身体計測、栄養・育児相談

場 所 市役所

日 時 個別通知（開催日は広報ふつつ・市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）

問合せ 健康づくり課 80-1265

• 乳幼児健診

対 象 乳幼児を持つ親子

内 容 4か月・7か月・10か月・1歳・2歳6か月児の
健全な発育相談（要電話予約）

場 所 市役所

日 時 毎月各1回（開催日は広報ふつつ・市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）

問合せ 健康づくり課 80-1265

• 離乳食教室

対 象 乳児（5～6か月、7～8か月、9～10か月児）を持つ
親子

内 容 離乳食の開始の頃から成長に合わせた進め方など、
体験しながら離乳食についての学習（要電話予約）

場 所 富津公民館

日 時 毎月1回（開催日は広報ふつつ・市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）

問合せ 健康づくり課 80-1265

子育て応援サークル

中央公民館 65-2251

- ・おはなしの会 ぬくだまり

内 容 絵本の読み聞かせを通して幼児と高齢者の交流

日 時 火曜日 10:00～13:30

市民会館 67-3112

- ・おはなしの会いとぐるま

内 容 絵本の読み聞かせを通して親子の交流

日 時 第2・第4水曜日 9:00～12:00

- ・かいじゅうクラブ

内 容 会員で企画した活動を通して親子の交流

日 時 毎週水曜日 10:30～14:00

- ・わらべうたサークル

内 容 わらべうたを通して親子の交流

日 時 第2・第4木曜日 16:00～17:00

チャイルドシート貸付事業

子育て世帯の負担を軽減するため、チャイルドシートの貸し出しを行います。

○貸出対象者

以下の要件をいずれも満たす保護者（出産予定日おおむね 1 か月前の胎児の保護者を含む。）

- ・市内に住所を有している者
- ・乳幼児（6 歳未満の者）と同居している（出産後同居する予定である）者
- ・普通自動車運転免許を有する者

○貸出期間

種類	対象年齢	貸出期間
乳幼児シート	0 歳以上 4 歳未満	1 年以内
幼児シート	4 歳以上 6 歳未満	

○貸出台数 乳幼児 1 人につき 1 台

○料金 無料

※返却時のクリーニング費用は、借受者の実費負担

※返却時に破損、汚損等がある場合は、実費請求する場合があります

○申請方法

貸付けを受けようとするときは、申請書に運転免許証の写しと母子健康手帳の写しを添えて、富津市役所 2 階 こども家庭課へ申請してください。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供します。

放課後児童クラブは、市内に 10 か所あります。利用料金や延長保育などの詳細については、各クラブへ直接お問い合わせください。

クラブ名	実施場所	電話番号	保育時間	送迎支援
オレンジクラブ	富津 396-2 (富津小学校余裕教室)	090-6536-2916	平日 放課後～18:30 第2(土)・学校休業日 8:00～18:30	○
遊輝塾	大堀 1906-10 (青堀駅前)	88-6898	平日 放課後～20:00 (～21:00 まで延長可) (土)(日)(祝)・学校休業日 6:30～20:00 (～21:00 まで延長可)	○
あおぞら	大堀 2042-45 (三枝病院近く)	88-0268	平日 放課後～18:00 (土)・学校休業日 8:00～18:00	
青堀児童クラブ	青木 2-14-6 (青堀保育園余裕保育室)	87-0142	平日 放課後～18:30 (土)・学校休業日 8:00～18:00	
いいのっ子 クラブ	下飯野 154 (飯野小学校余裕教室)	87-1106	平日 放課後～18:30 (土) 7:00～18:00 学校休業日 7:30～18:30	
あそび塾	小久保 114 (大貫小学校余裕教室)	65-3904	平日 放課後～19:00 (延長要相談) (土) 7:00～18:00 (延長要相談) 学校休業日 7:00～19:00 (延長要相談)	○

わくわくの樹	岩瀬 1172-3 (君津商業高校近く)	27-0355	平日 放課後～18:30 (18:30～19:00 延長可) (土) 9:00～15:00 (7:30～9:00、 15:00～19:00 延長可) 学校休業日 7:30～18:30 (18:30～19:00 延長可)	○
吉野ふれあい クラブ	絹 176-3 (吉野小学校余裕教室)	070- 7532- 1132	平日 放課後～18:30 (土)・学校休業日 7:30～18:30	
さぬキッズ	鶴岡 988-1 (佐貫小学校余裕教室)	090- 9674- 5388	平日 放課後～18:30 (土) 7:30～17:00 学校休業日 7:30～18:30	
クラブフレンズ きんこく塾	花輪 104 (旧天神山小学校内)	27-1380	平日 放課後～18:30 (土) 8:00～18:00 学校休業日 7:30～18:30	○

※学校休業日とは、春・夏・冬休みなどの休業日です。休日は含みません。

※保育時間については、延長が可能なクラブがあります。

○放課後児童クラブ保育料の補助

子育て世帯を支援するため、放課後児童クラブの保育料を補助します。

【対象】

次の①②の両方を満たす児童

- ①市内に住民登録がある児童
- ②市内の放課後児童クラブする児童

【補助上限額（月額）】

第1子 3,000 円

第2子 5,000 円

第3子以降 10,000 円

【注意事項】

- 補助金額は、クラブが定める月額保育料（クラブ独自の減免がある場合は、減免後の保育料）と補助上限額を比較して、少ない方の金額となります。
- 補助上限額を超えた保育料は、保護者の負担となります。
- 長期休暇中の保育料加算額、飲食物費、教材費、行事費その他の実費徴収費は、補助の対象となりません。
- 第1子、第2子、第3子以降の数は、年齢が上のお子さんから順に数えます。（お子さんの年齢は問いません。）
- 夏休み等の長期休暇だけの利用や一時利用のお子さんも補助の対象となります。
- 補助金の交付対象期間は、交付資格認定申請があった月またはクラブの利用を開始した月のいずれか遅い月分から 補助金を支給する事由が消滅した日の属する月分までとします。

こどもの居場所支援

学校や家庭に悩みを抱えるこどもたちが、安全で安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣づくりや学習のサポートをします。

○利用できる人

学校や家庭に悩みを抱える市内在住の小学生から18歳までのお子さんとその保護者

○支援の内容

- ・安全、安心な居場所の提供
- ・生活習慣の形成（手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、片付けや日用品の使い方に関する助言など）
- ・学習の支援（学校の授業や宿題、進学のためのサポートなど）
- ・課外活動の提供 ・学校、医療機関等の関係機関との連携
- ・保護者への情報提供、相談支援

○受け入れ先

社会福祉法人天祐会 希望塾（富津市篠部 2210-4）
電話 0439-32-1038

○利用時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで

○利用料金

原則無料（行事費などの実費負担がかかる場合があります。）

○利用方法

こども家庭課に利用申請してください。

事前に施設見学を希望する方は、希望塾へ連絡してください。

児童遊園地

	名 称	所 在 地	備 考
1	青堀児童遊園地	大堀 1822-2	小倉精肉店裏
2	富津児童遊園地	富津 1458-2	富津仲町区公民館脇
3	飯野児童遊園地	本郷 803-1	本郷区集会所脇
4	岩瀬児童遊園地	岩瀬 995-22	旧今村内科クリニック付近
5	大貫海浜児童遊園地	岩瀬 898-30	大貫中央海水浴場隣接

各種相談

○ 子育てアドバイス

食事・あそび・しつけなど子育てに関すること（電話可）

- ・各保育所（園） 月曜日から金曜日の9：00～16：00
- ・子育て支援センター P35 参照
（もうひとつのお家）

○ 児童家庭相談

0歳から18歳未満までの子どもに関する相談

- ・相談日 毎週 月・木 9：00～16：00（面談相談は予約制）
- ・相談専用電話 80-1221

○ 母子・父子自立支援相談

母子及び父子家庭や寡婦の方の生活上の問題や自立のための相談
（離婚前の相談も含む）

- ・相談日 毎週 水・金 9：00～16：00（面談相談は予約制）
- ・相談専用電話 80-1221

○ 家庭教育相談

家庭教育相談員による相談

- ・相談日 毎週 火曜日 9:00～16:00（面談相談は予約制）
- ・相談専用電話 80-1221

○ 児童虐待相談

児童虐待の防止・発見にご協力ください！

いつも見かける子どもの様子がおかしい、子どもの身体に傷やあざがある、衣服や体が不潔などの疑いがあったら相談（通告）しましょう。このことは法律で定められている私たちの義務です。

- ・相談（通告）先

全国共通児童相談所ダイヤル 局番なし 189番

0570-064-000(24 時間可)近くの児童相談所につながります。

千葉県君津児童相談所 55-3100 月～金 9:00～17:00

こども家庭課 80-1221 月～金 8:30～17:15

○ 療育等支援事業

成長や発達に心配のある子ども（発音がはっきりしていない、行動に落ち着きがない、集団行動ができない、ことばが遅い、目があわない、おもちゃや友だちに関心を示さないなど）の保護者を対象に、必要に応じて個別に言語訓練や心理療法を行います。

- ・開催日 毎週 月・木・金（祝日、原則第2木曜日・第4月曜日を除く）
- ・利用方法 事前に電話での予約が必要です。
- ・場 所 市役所
- ・費 用 無料
- ・スタッフ 社会福祉法人嬉泉
臨床心理士・言語聴覚士・運動療法士
- ・問 合 せ 障がい福祉課 障がい福祉係 80-1260

○ ハローワークマザーズコーナー

子育てしながら就職を目指す方の相談を行っています。

- ・子どもと一緒に相談ができます。
- ・担当者によるきめ細かいサポート
- ・保育関連情報の提供

開設時間 月～金 8:30～17:30 （土、日、祝日、年末年始を除く）

- ・問合せ ハローワーク木更津 0438-25-0881

木更津市富士見 1-2-1 スパークルシティ木更津ビル 5 階

○ 福祉総合相談（子育てから介護まで）

福祉に関する相談を 365 日 24 時間受付けています。

- ・問合せ 君津福祉ネット 27-1482、1483

E メール nozominomon1151@muse.ocn.ne.jp

○ 児童家庭支援センター

子育て中のご家族や子どもを取り巻く周りの人々の疑問や悩みを受け、子どもにとって何が一番大切なのか一緒に考えお手伝いをする相談所です。

「話を聴いてほしい」という相談だけでなく、依頼に応じて心理の専門家が発達をチェックしたり、心理療法を行うことができます。

- ・相談方法 電話・来所・訪問・E メール
- ・相談時間 平日および不定期の土曜日 10:00～17:00
- ・フリースペース（乳幼児向け親子広場）を毎週木曜日の
10:00～12:00 に開設
- ・火・水・木曜日 市役所 1 階にて出張所も開設。

※来所、訪問相談は、要予約

※緊急時は夜間・休日も電話対応可

- ・費 用 無料

- ・問 合 せ 望みの門ピーターパンの家 67-8816
富津市湊 773-1
E メール ptpan@nozominomon.or.jp

○ ママパパラインちば

子育て中のママ・パパの子育ての悩みや不安、喜びなどを聴く専用電話です。

- ・相談専用電話 043-204-9390
- ・相談日 毎週金曜日 10:00～16:00 まで
- ・主催 特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター

○ こども急病電話相談

受診した方が良いのか、様子を見ても大丈夫か電話で相談できます。

- ・問合せ 局番なしの＃8000または043-242-9939
- ・相談日 毎日 19:00～翌朝

こども家庭課ブログ

『 ふつつ 子育てなかよし日記 』

<https://futtsukosodate.exblog.jp/>



日々のつれづれを不定期に更新しています！

富津市

健康福祉部こども家庭課

0439-80-1256(子育て支援係)

0439-32-1656(家庭相談係)

保育課

0439-80-1312(保育係)

0439-32-1837(施設管理係)